



後期高齢者医療制度 75歳になる方に 保険証などを送付

◆保険証を送付

後期高齢者医療制度への加入は、75歳の誕生日(一定の障がいがある65歳以上74歳以下の方は広域連合の認定を受けた日)からです。

75歳になる方には、誕生日の前日までに、後期高齢者医療制度の保険証を簡易書留で送付します。

75歳の誕生日以降は、新しい保険証を病院などの窓口で提示してください。

◆保険料額のお知らせ

保険料額決定通知書と納入通知書は、誕生月の翌月(4月から6月生まれの方は7月)に発送します。75歳到達者の保険料は、誕生月から翌年3月までの月数分を算定します。

障がい者虐待を 防止しましょう

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されています。

この法律では、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講じることなどが定められています。

◆障がい者虐待とは

- ▽主に家族などの養護者による虐待
▽障害者施設従業者などによる虐待
▽使用者による虐待
▽身体的虐待

書で納めることとなります。
※特別徴収を中止して、口座振替での納付に変更することもできます。

◆特定疾病療養受療証の申請

後期高齢者医療制度に加入する前に、国民健康保険や会社の健康保険などで特定疾病療養受療証を持っていただければ、改めて申請が必要ありません。

※さかのぼっての適用はありません。ご注意ください。
問合せ 保険年金課 ☎042(346)9538

受け忘れに注意を

生活習慣病の 予防・早期発見に 健康診査の受診を

◆後期高齢者医療制度の方

対象の方には、6月下旬に受診票などを送付しました。紛失した場合は再交付しますので、お問い合わせください。

※11月1日時点で未受診者の方へ、暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為

性的虐待
性的な行為やその強要
心理的虐待
脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどで精神的に苦痛を与える行為

▽放棄・放置
食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療を受けさせないなどによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に放置する行為

▽経済的虐待
本人の同意なしに(あるいはだますなどで)財産や年金、貸金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為

◆発見したら、連絡を
障がい者への虐待を発見した人は、通報する義務があります。

国民年金

◆社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付

国民年金保険料は、その年の1月1日から12月31日までに支払った全額が、所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります。

※緊急の場合は110番、重篤な傷病がある場合は119番通報してください。
※相談や通報・届出をした人の情報は守られます。
問合せ 障がい者支援課 ☎042(346)9542

生活サポーター 養成講座

受講すると、高齢者対象の介護予防・生活援助サービスを提供する市内の事業所で働くことができます。

とき 12月1日(木)・2日(金)・5日(月)・8日(木) 午前10時～午後3時30分(8日は午後1時30分～3時30分) 全4回
ところ 福祉会館

対象 全日程の受講が可能な方がいる方
定員 20人
内容 介護保険制度と福祉サービスの基礎知識、高齢者の特徴、高齢

※10月1日から12月31日までに、今年初めて国民年金保険料を納付した方には、令和5年2月上旬ごろに証明書を送付します。

◆国民年金の高齢任意加入

国民年金の加入義務は、20歳から60歳までの期間です。過去、未加入期間や未納期間があり、満額の老齢基礎年金を受給できない方は、高齢任意加入を申し出ると、受給額を満額に近づけることができます。

免除制度を利用することはできません。申し出は、60歳の誕生日前日から、市役所、東部・西部出張所、年金事務所です。詳しくは、お問い合わせください。

対象 年金制度未加入の60歳以上65歳未満で、納付月数が480月未満の方
持ち物 本人確認書類(運転免許

成年後見制度 基礎講座

後見人の申立てから終了までの実務について具体的に学びます。

とき 12月19日(月) 午後2時～4時
ところ 福祉会館4階小ホール

対象 市内在住・在勤・在学の方
定員 40人
主催 小平市社会福祉協議会
申込み 権利擁護センター(342)☎(電話可先着順)☎042(342)8780(土曜・日曜日、祝日を除く)

証、パスポートなど)、年金手帳または基礎年金番号通知書、預金通帳、通帳の届出印

◆特定健診を受診していない方は、集団健診を受診を

集団健診は、10月末までに国民健康保険の特定健診を受けていない方のための健康診査です。内容は、特定健診と同じです。

とき 令和5年1月31日(火)、2月4日(土)・10日(金)・11日(土)・祝・14日(火) 午前9時30分～午後0時30分

国民健康保険

ところ 健康センター
※2月10日のみ福祉会館

◆減塩チャレンジ

塩分計を使って自分の味覚を知り、減塩にチャレンジしてみませんか。

※今年度、すでに特定健診や人間ドック、職場の健康診断を受診した方や、小平市国民健康保険に加入していない方、令和4年4月2日以降に加入した方は受けられません。

定員 各百50人
申込み 11月15日(火)までに、電話で国民健康保険被保険者証の記号番号、住所、氏名、生年月日、希望日を問合せ先へ(先着順)
※お子様連れでの受診はご遠慮ください。

成人健康教室・相談などの日程

Table with columns: とき, 内容・持ち物, 定員・申込み. Includes health checkups and consultations.

※12月20日(火)は、運動の専門相談員はいません。
※会場は健康センター、対象は市内在住の方。車での来場はご遠慮ください。

休日応急診療・準夜応急診療 (内科・小児科)

Table with columns: 日程, 診療時間, 名称, 所在地, 電話番号. Lists emergency services on weekends.

※応急診療所の診療科目は内科と小児科です。高校生以下の受診は、保護者の同伴が必要です。健康保険証、各種医療費受給者証を忘れずにお持ちください。

休日歯科応急診療医 (診療時間:午前9時～午後5時)

Table with columns: 日程, 医療機関名, 所在地, 電話番号. Lists dental emergency services on weekends.

※受診の際は、事前にお問い合わせください。また、医療機関は変更になる場合があります。

東京都による救急診療などの相談・案内

Table with columns: 東京消防庁救急相談センター, 小平消防署病院・診療所案内, 東京都医療機関案内サービス(ひまわり)

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529